

# 公益財団法人 日本ライフセービング協会

## 認定審判員規程

### (目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の認定審判員について必要な事項を定め、ライフセービング競技の普及・発展を図ることを目的とする。

### (職 務)

第2条 認定審判員は、本協会の競技規則により、本協会が主催または認定する競技会の審判を行うことを職務とする。

### (種別及び権限)

第3条 認定審判員の種別は、上位よりS級認定審判員、A級認定審判員、B級認定審判員、C級認定審判員とする。

2 各級の審判員に求められる技能等に関する基準は、次の通りとする。

(1) S級認定審判員

熟練した審判技能と経験を有する者で、本協会が主催または認定する競技会において上訴委員ができる者、及びC級認定審判員養成講習会の指導員ができる者。

(2) A級認定審判員

本協会が主催または認定する競技会においてチーフレフリーを行う技能と経験を有する者。

(3) B級認定審判員

本協会が主催または認定する競技会においてセクショナルレフリーを行う技能と経験を有する者。

(4) C級認定審判員

本協会が主催または認定する競技会において審判を行う技能と知識を有する者。

### (選任及び認定)

第4条 S級認定審判員は、本協会競技審判委員会が、別に定める「認定審判員規程細則」の条件を満たした者からその資格を審査し、同委員会の委員長が確認し、ライフセービングスポーツ本部長及び副本部長の承認を経て理事長がこれを認定する。

2 A級及びB級認定審判員は、別に定める「認定審判員規程細則」の条件を満たした者が申請を行い、本協会競技審判委員会がその資格を審査し、同委員会の委員長が確認し、ライフセービングスポーツ本部長及び副本部長の承認を経て理事長がこれを認定する。

3 C級認定審判員は、第8条を満たした者が別に定める「認定審判員規程細則」のC級認定審判員養成講習会の全課程を受講し、検定試験に合格した者を理事長が認定する。

4 前各項により認定された者は、所定の手続きを行い、第7条に定める登録料を本協会へ納入しなければならない。但し、初めてC級認定審判員に認定された者を除く。

5 本協会の理事会が認める同等の資格を有する者は、本協会競技審判委員会が主催する講習会の全過程を受講し、再試験に合格した場合に限り理事長が認定する。

### (任 期)

第5条 C級認定審判員の任期は、別に定めが無い限り永続とする。

- 2 S級認定審判員、A級認定審判員及びB級認定審判員の任期は、一律で2年間とする。
- 3 A級認定審判員またはB級認定審判員が、その任期の途中で昇格をした場合の任期は、昇格前の任期をそのまま適用する。

(C級認定審判員養成講習会の講習会費用)

第6条 C級認定審判員養成講習会の講習会費用は、次の通りとする。講習会費には、JLA費（初年度資格登録費・教材費・保険料）・講習会運営費・都道府県協会費を含む。

区分	コース	講習会名 (一部略)	講習会費(円)	講習会費内訳		
				JLA費(円)	講習会運営費 (円)	都道府県 協会費(円)
審判員	審判員	C級審判員	6,000	3,500	1,500	1,000

(登録費)

第7条 認定審判員資格の登録費は、次の通りとする。

資格登録費(円/年)		JLA費 (円/年)	都道府県 協会費(円/年)	備考
A級B級C級審判員資格	4,500	3,500	1,000	選手登録費を支払った者 及び高校生は免除
S級審判員資格	15,000	13,000	2,000	

- 2 登録費は、認定審判員資格取得後の翌年度から、審判員として活動する当該年度毎に納めるものとする。「審判員として活動する」とは、以下のことを指す。
  - (1) 本協会が主催または認定する競技会に競技役員として参加すること。
  - (2) 本協会競技審判委員会が開催する審判員研修会に参加すること。
  - (3) C級認定審判員養成講習会並びに審判員研修会に指導員として参加すること。
- 3 登録費の総額は、別に定めるアカデミー資格登録費、選手登録費と合算し、20,000円を超えないものとする。

(資格)

第8条 満16歳に達する年度から、認定審判員となり得る資格を有する。

(遵守事項)

第9条 認定審判員は、競技会において常に競技規則を遵守するとともに、自らの審判技能の向上を図り、公平かつ厳正なる審判をしなければならない。

- 2 認定審判員は、積極的に競技会に参加し、円滑な運営に協力するよう努めなければならない。

(継続)

第10条 S級認定審判員、A級認定審判員及びB級認定審判員を継続するためには、次に示す要件のうちどちらかを有する必要がある。

- (1) 任期中に本協会競技審判委員会が開催する審判員研修会に1回以上参加すること。
- (2) 任期中に本協会が主催または認定する競技会に競技役員として1回以上参加すること。

- 2 C 級認定審判員を継続する要件は特に定めないが、自らの審判技能の向上の為、本協会が主催または認定する競技会に競技役員として参加すること、及び本協会競技審判委員会が開催する審判員研修会に参加することを、推奨する。

(降 格)

第 11 条 S 級認定審判員、A 級認定審判員及び B 級認定審判員は、任期中に第 10 条 1 に定める要件を満たせず継続ができなくなった際には、1 つ下位の級へ降格となる。

(復 権)

第 12 条 第 11 条により降格となった後、復権を希望する者は、次の手順により復権が認められる。

- (1) 本協会競技審判委員会が開催する審判員研修会に 1 回以上参加する、もしくは本協会が主催または認定する競技会に競技役員として 1 回以上参加すること。
  - (2) 指定の復権申請書を提出すること。
  - (3) 本協会競技審判委員会が審査し、同委員会の委員長が確認し、ライフセービングスポーツ本部長及び副本部長の承認を経ることで復権が認められる。
- 2 復権後の種別は、B 級認定審判員までを認める。
  - 3 B 級認定審判員復権後の任期は、復権した年度の翌年度末までとする。
  - 4 S 級認定審判員及び A 級認定審判員への復権申請は認めない。これらの級への昇格及び認定は第 4 条第 1 項及び第 2 項に準ずる。

(返 納)

第 13 条 S 級認定審判員に限り、その継続が困難になった者は S 級認定審判員を返納し、A 級認定審判員を保持することができる。返納の方法に関する規程は、「認定審判員規程細則」に別に定める。

(認定審判員の証明)

第 14 条 認定審判員は、本協会が定める認定審判員証を所持し、別に定める「認定審判員ユニフォーム規程」の服装を着用して競技会の審判にあたるものとする。

(改 廃)

第 15 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附 則

本規程は 2019 年 4 月 1 日から施行する。

改正（第 2 号）は 2019 年 4 月 20 日から施行する。

改正（第 3 号）は 2020 年 6 月 6 日から施行する。

改正（第 4 号）は 2021 年 9 月 25 日から施行する。

改正（第 5 号）は 2023 年 4 月 22 日から施行する。

# 公益財団法人 日本ライフセービング協会

## 認定審判員規程細則

(認定審判員昇格の条件)

第1条 認定審判員規程第4条に定めるS級、A級、B級認定審判員となる昇格の条件は、次の通りとする。

(1) S級認定審判員

① A級認定審判員取得者で、本協会が主催する競技会においてチーフレフリー、またはセクショナルレフリーを経験したか、またはそれと同等の経験があること。

(2) A級認定審判員

① B級認定審判員取得後、本協会が主催または認定する競技会に、審判員として10回以上参加し、そのうちセクショナルレフリーとして3回以上参加していること。

② 指定の昇格申請書を記入の上、レポートとともに提出すること。

③ 本協会競技審判委員による面接を受けること。

(3) B級認定審判員

① C級認定審判員資格を取得後、本協会が主催または認定する競技会に、審判員として15回以上参加し、そのうちオーシャン競技及びプール競技にそれぞれ5回以上参加していること。

② 指定の昇格申請書を記入の上、レポートとともに提出すること。

2 本協会の理事会が認める同等の資格と経験を有する者は、本条の各号に定められた認定審判員資格と同等の扱いとする。

(昇格申請の期限及び審査)

第2条 昇格の申請は、原則として毎年2月末日までに行うこととし、毎年3月に本協会競技審判委員会によって審査され、委員長が最終判断をする。

(認定審判員の活動履歴)

第3条 本協会が主催または認定する競技会に、認定審判員が競技役員として参加した回数（活動履歴）のカウント方法は、次の通りとする。

- ・本協会主催競技会：1日参加を1回
- ・本協会A種認定競技会：1日参加を1回
- ・本協会B種認定競技会：1日参加を0.5回

2 認定審判員の活動履歴は、別に定めが無い限り削除することなく永続とする。

3 本協会の理事会が認める同等の資格と経験を有する者の活動履歴は、本条の各号に定められた認定審判員の活動履歴と同等の扱いとする。

4 活動履歴のカウント方法の変更に伴う、過去の活動履歴の修正は行わない。

(C級認定審判員養成講習会の内容)

第4条 認定審判員規程第4条3項に定めるC級認定審判員養成講習会の内容は、以下の通りとする。講習会時間は最低講習時間数（※）とする。

(1) 最新の競技規則について

(2) その他関係する諸規程について

※ 講習時間 4.5時間（学科のみ）

(主催及び主管)

- 第5条 C級認定審判員養成講習会及び検定試験は、本協会が主催し、本協会に加盟している都道府県ライフセービング協会、本協会第1種登録クラブ、S級認定審判員及び本協会理事長が認めたものが主管することができる。なお主催者は資格の認定を行う。主管者は講習会開催における全ての最終責任者となり、開催や中止の決定、指導員の選任、器材・会場の手配及び受講者への連絡等を行う。指導員は、指導に関する最終責任者となり、講習及び検定試験のスケジュールの管理、検定試験の合否判定を行う。
- 2 講習会を開催する場合には、同時に検定試験も行わなければならない。

(検定試験)

- 第6条 C級認定審判員養成講習会の検定試験は筆記試験とし、選択式又は記述式とする。
- 2 検定試験において全体の8割以上正解した者を合格とする。
  - 3 検定試験及びその合否判定は、公正で透明な検定を行う観点から、親族など利害関係者が行ってはならない。
  - 4 不合格者に対する再検定講習は実施しない。

(申請)

- 第7条 C級認定審判員養成講習会及び検定試験の主管者は、開催日の1ヶ月前までに各都道府県協会に申請し、承諾を受けなければならない(本協会主管の場合を除く)。

(指導員)

- 第8条 C級認定審判員養成講習会の指導員はS級認定審判員のほか、本協会競技審判委員が担うことができる。本協会競技審判委員から選任する場合は、本協会競技審判委員長が委嘱する。

(返納)

- 第9条 S級認定審判員の継続が困難になった者は、指定のS級認定審判員返納申請書を本協会ライフセービングスポーツ本部に提出し、ライフセービングスポーツ本部長及び副本部長の承認を得ることによって、S級認定審判員を返納し、A級認定審判員を保持することができる。

(改廃)

- 第10条 本規程細則の改廃は、本協会ライフセービングスポーツ本部の決議を経てこれを行う。

附 則

本規程は2019年4月1日から施行する。

改正(第2号)は2019年4月20日から施行する。

改正(第3号)は2020年6月6日から施行する。

改正(第4号)は2021年9月25日から施行する。

改正(第5号)は2023年3月15日から施行する。